

保育学科では、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 第 1 号に基づき、教員養成の目標と計画内容を定めている。

【教員養成の目標】

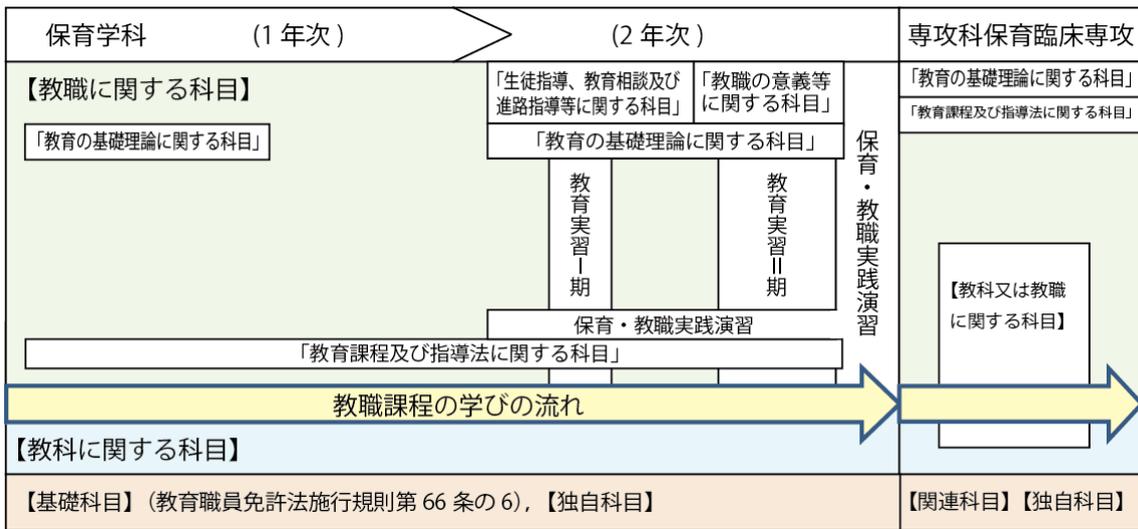
大学の理念である「地域に密着した高等教育機関として、幅広い教養と創造力・実践力を身につけた人材を育成するとともに、地域の発展に寄与する」ことを念頭に、保育学科では、教科・教職に関する幅広い基礎知識を創造的に活用できる実践力を備え、卒業・修了後においても学び続ける意欲を持った保育者を養成することを目標としている。

【目指す保育者像】

- (1)教科・教職に関する幅広い基礎知識を有している。
- (2)保育実践現場で生じる問題や地域に関わる課題への対処能力を有している。
- (3)保育専門職としての高い倫理観を有している。
- (4)保育者としてのあたたかい献身の心と責任感を有している。

【教員養成の目標を達成するための計画内容】

- (1)「基礎科目」「関連科目」の学修により、保育者に必要とされる幅広い教養と学びへの関心・意欲・態度を養う。
- (2)「教科・教職に関する科目」の学修により、保育者に必要とされる専門的知識・技能を養う。
- (3)「教科・教職に関する科目」の学修を基礎とし、独自科目である「総合演習」や「特別研究Ⅰ・Ⅱ」、「保育学科行事」を通して、地域でのフィールドワークからリテラシー、探究的能力、汎用的能力を養う。
- (4)教職課程の学びの流れは、主に保育学科 1 年次に「教職に関する科目：教育課程及び指導法に関する科目」、「教科に関する科目」を学修し、2 年次において「教職に関する科目：教職の意義等や教育の基礎理論、生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目」を学修するものとしている。
- (5)2 年次に設定されている教育実習では、実習時期をⅠ期（7 月）とⅡ期に分け、近接領域である教職科目だけではなく、教科に関わる科目や独自科目と実習経験が往還しながら学びを深めていくものとする。
- (6)学修の進展と課題を継続的に可視化するために、履修カルテを用いた授業「保育・教職実践演習」では、保育者になるまでの学生自身の歩みを振り返る機会を設けている。
- (7)教育実習に関するアセスメントとして、教育委員会、各園園長、専任教員の 3 者で実習に関する振り返りと課題について検討する機会を設け、実習環境の調整に努めている。
- (8)専攻科保育臨床専攻では「教科・教職に関する科目」以外の独自科目として「親子支援演習Ⅰ・Ⅱ」や「特別支援教育に関する科目」「子育て支援体験実習」を設定することで、現在の教育実践現場のニーズを踏まえた学修機会を提供している。



「倉敷市立短期大学 教職課程の学びの流れ」